

Velo-city2027Ehime 公式ホームページ作成・運用業務 仕様書

1 業務名

Velo-city2027Ehime（以下「会議」という。）公式ホームページ作成・運用業務

2 期間

Velo-city2027Ehime 実施計画作成業務委託仕様書のとおり

3 業務目的

Velo-city2027Ehime は自転車政策決定者、研究者・有識者などが全世界から集まり、自転車に関する学術会議として、安全利用、都市計画、社会課題など様々な議題について議論するとともに、産業会等による展示会、バイクパレードなどを行い、最新の知見の共有や交流により、自転車の利活用促進等を図る国際会議である。

令和 9 年春（2027 年）に愛媛県で Velo-city2027 を開催するに当たり、ユーザー視点で利用しやすいホームページを作成・運用することにより、会議の概要の周知や各種募集を広く効果的に情報発信することを目的とする。

4 業務内容

(i) ホームページの作成・運用に係る業務を行うこととする。

ア 基本方針

- ① 利用者が使いやすく、目的とするページに容易にたどり着ける構成であること。
- ② 会議の趣旨及び愛媛県の魅力を訴求し、利用者の会議への興味・関心を高めるため、画像素材や用語等、デザインコンテンツの工夫をすること。
- ③ ユニバーサルデザインについて十分配慮したものとする。

イ ページ構成等

- ① ホームページの構築にあたっては、別記 1「ホームページの基本構成案」を目安としつつ、ユーザビリティ、アクセシビリティに配慮した構成とすること。なお、利用者の利便性を向上させるため、基本構成案に定める以外のコンテンツの追加又は充実についても適宜検討すること。
- ② トップページは、利用者が必要な情報を見やすく、分かりやすく、探しやすいデザインとすること。また、新着情報の掲載や関連するホームページのバナーを配置できるようにし、次の機能を設けること。
 - ・ サイト内検索機能

- ・文字サイズ、文字色変更機能
 - ・音声読み上げ機能
 - ・Velo-city2027Ehime 開催日までの残り日数のカウントダウン
- ③ 写真その他のコンテンツ及びその利用に必要な権利は受託者において収集、処理することとし、これに係る費用は受託者の負担とする。なお、基本的なデータ等は発注者から提供する。
- ④ 作成にあたっては、本会議の主催団体である欧州サイクリスト連盟（以下、ECF）が所有する Velo-city 公式ホームページを参考とすること。

ウ ユーザーへの配慮

- ① 特定のブラウザの固有機能に依存しないよう留意し、下記のブラウザの最新版に対応していること。
- ・Microsoft Edge
 - ・Microsoft Internet Explorer
 - ・Google Chrome
 - ・Firefox
 - ・Safari
- 上記ブラウザの最新バージョンがリリースされた場合、対応を行うこと。また、それ以前のバージョンであっても表示を可能とすること。
- ② PCだけでなく、スマートフォン、タブレット等の閲覧にも最適化されていること。
- ③ ユーザーが、どのページにアクセスしているのかが分かりやすいように、各ページには統一したデザインのグローバルナビゲーションやパンくずリストなどを表示させること。
- ④ ユーザーがホームページ画面を印刷した際、書式が崩れないように配慮すること。また、印刷に適したレイアウト表示とすること。
- ⑤ ホームページを構成する製品や技術は、W3C（World Wide Web Consortium）が策定・公開している標準的な規格等に準拠するとともに、アクセシビリティに関しては、JIS X8341-3:2016 及び別記2「愛媛県ホームページにおけるアクセシブルなコンテンツの作成に関する指針」に配慮するなど、国際標準もしくは業界標準に対応すること。

エ 目標

- ① 作成するホームページの成果を分析する上で、進捗を管理すべき各項目（ページビュー数、特定ページへの到達数等）及び数値目標（KPI）について提案すること。
- ② 業務の効果測定のため、各種計測タグ等、業務に関わるタグを設定すること。なお、当該各種タグについては、Velo-city2027Ehime 実行委員会（以下「実行委員会」という。）と協議の上、愛媛県公式の Google タグマネージャー上に別途発行するコンテナを活用して設定を行うこと。

オ その他

- ① SEO対策（検索エンジン最適化）を行うこと（ただし、スパム行為など検索エンジン会社のルールに反することは行わないこと）。
 - ② 他サイトからのリンクに対応するため、当サイトのバナーを作成すること。形式は横書きとし、標準サイズはハーフバナー（234px×60px）を基本として、適宜変更できるものとする。
 - ③ 必要に応じ、公開後のページについて、軽微な修正（テキスト・画像の修正、ファイルの入れ替え等）を行うこと。
- カ 全てのページについては実行委員会と協議の上、英語版についても翻訳・作成・更新すること。なお、英語ページの内容は、英語を母国語とする者によるネイティブチェックを行い、ネイティブが違和感なく理解できる品質を確保すること。
- ※軽微な更新等の翻訳については実行委員会と別途協議

(2) ホームページ掲載システム構築及び運用保守

- ア データ入力の際に、ファイル（JPEG、GIF、PDF 形式等）を添付してアップロードできること。また、ページの所定の位置からそれらのファイルが表示、ダウンロードできること。
- イ 令和 8 年頃に ECF が所有する Velo-city 公式ホームページ (<https://www.velo-city-conference.com/>) への組込、移設を想定していることから、問題なくデータ等が移行できるよう対応すること。
- ウ 最新情報など、早急に情報提供が必要な項目については、HTML 等のホームページ作成に関する詳しい知識を持たない職員（Velo-city2027Ehime 実行委員会事務局員等）であっても編集できるように、簡易なマニュアルで操作できるコンテンツの編集管理機能（CMS）を設けること。また、上記イを踏まえ、CMSについてはWordPressまたは互換性のあるソフトを使用して作成すること。
- エ 作業手順等を記載したマニュアルを作成すること。また、必要に応じ、職員が行う更新作業のサポートを行うこと。

(3) サーバーの確保及び運用保守

- ア サイト運営に必要なサーバー（容量その他サイト運営に必要なスペックを考慮したものとする）を受託者において確保し、必要な初期設定を行うこと。
- イ 第三者のサーバーを利用（レンタル利用）する場合、次の基準を満たすこと。また、自社所有のサーバーを利用する場合も、これに準ずること。
 - ① サーバーの利用契約を締結する際、次の項目を遵守すること。
 - ・ 再委託は禁止とすること（再委託する場合は、事前承認が必要）。
 - ・ 作業場所を特定すること（個人情報の無断持ち出し禁止）。
 - ・ 委託業務終了時の情報資産の返還、廃棄等を義務づけること。

- ・ 別記3「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
 - ・ 委託先における実施体制表、工程表、主任担当者選任届、業務従事者一覧表、秘密保持契約書及び情報セキュリティ対策に関する措置を記載した書面を提出させ、確認すること。
 - ・ 委託業務に使用した個人情報、機密情報等の取扱方法、処理結果報告を記載した書面を提出させ、確認すること。
- ② サーバーは国内に設置し、セキュリティ対策の実施状況が確認できること。
 - ③ 情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格の認証を取得している又はそれに準じた第三者機関による認証基準を満たすこと。
 - ④ 利用しているOS、ミドルウェア、アプリケーションについて最新のセキュリティパッチを適用すること。
 - ⑤ ホームページやネットワークの脆弱性診断を定期的に受信すること。
 - ⑥ サイトのアクセスログを1年間以上保管すること。
 - ⑦ 定期的（最低月1回）なデータバックアップサービスが提供されること。
 - ⑧ 外部からの攻撃やウイルス対策等適切なセキュリティが提供されること。
 - ⑨ 会議期間中のアクセス集中に対応し、サーバー増強などの対策がとれること。
- ウ ドメインは、原則「pref.ehime.jp」のサブドメインを利用すること。
ドメインは、県ホームページのサブドメインを使用するため、サブドメイン申請に必要な情報について発注者に提供すること。なお、庁内担当課への手続きは発注者が行う。
- エ ホームページは、利用者が5秒以内にページを開けるようデータの送信が行えること。
- オ システムの運用時間は、24時間365日を前提とすること。

(4) 開設後の対応

- ア 障害等に関する受付窓口を設け、連絡体制を書面で実行委員会に提出すること。
- イ 障害等が発生した旨の連絡を受けてから電話等で障害状況を確認し、速やかに復旧措置を行うこと。
- ウ 障害等の原因、影響範囲、対応方針、復旧見込み等は、逐次速やかに実行委員会担当者へ連絡すること。
- エ 障害等の発生状況、対応内容等の履歴を記録・管理すること。

5 納品物品

- (1) ホームページ設計書：紙媒体2部

- (2) システム運用マニュアル：紙媒体 2 部電子媒体 3 部
- (3) ホームページコンテンツデータ（バナーデータも含む）：電子媒体 2 部

6 再委託の可否

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、Velo-city2027Ehime 実行委員会会長の承諾を得なければならない。

7 その他

- (1) 委託業務により新たに生じた著作権については、全て実行委員会に帰属し、実行委員会解散後は愛媛県自転車新文化推進協会に帰属するものとする。また、受託者は、本委託業務の実施のために必要な第三者の著作権・肖像権については、事前に書面にて許諾を取得するとともに実行委員会にその旨を書面により報告すること。
- (2) 上記(1)の著作権含む各種権利関係については、令和 8 年頃に ECF が所有する Velo-city 公式ホームページへの組込ないし移設を想定していることを踏まえ、本委託のホームページに掲載するコンテンツの全てについて、ECF 側の管理するホームページ等各種広報媒体において、問題なく掲載・使用が可能なよう対応すること。
- (3) 別記 4「デジタルプロモーション実施時における留意事項」の内容を踏まえ、適切に業務を実施すること。
- (4) 本仕様に不明の点がある場合、また明記のない事項については、速やかに実行委員会まで連絡し、その指示を受けること。